

綾町空き家・空き店舗活用型チャレンジ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家及び空き店舗を活用して新たな創業を支援することで本町の地域活性化に資することを目的とし、予算の範囲内において行う新規創業等チャレンジ支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、補助金等の交付に関する規則（昭和43年綾町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出を行い、新たに事業を開始する場合又は新たに法人の設立登記を行い、事業を開始する場合をいう
- (2) 創業者とは、事業を営んでいない個人又は法人で、新たに町内で事業を開始する具体的な計画を有する者をいう。
- (3) 移住創業者とは、前2号の規定に該当し、前年度の4月1日以降に町内に転入した又は本事業完了までに転入予定の者であり、かつ前年度1年間、町内に住民登録がなかった者をいう。
- (4) 空き店舗とは、過去に営業していた業績がある店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗内のものを除く。）で、使用されていないことが常態化しているものをいう。
- (5) 空き家とは、町内に存在する家屋（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第3号に規定する家屋（アパート、マンション等の共同住宅を除く。））で、現に利用する者がいないことが常態化しているものをいう。
- (6) 事業承継者とは、町内で事業の承継を行い、経営を引き継いだ個人又は法人をいう。
- (7) 移転とは、町内に事業用施設を有する者が、事業用施設について従来の施設を閉じ、町内の他の場所に新たに事業用施設を設ける場合をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町の商業振興と活性化に資すると認められるもののうち、町内の集客及びイメージアップに有効な小売業、飲食業、サービス業その他これらに類する事業で、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 町内の空き家及び空き店舗を活用し、創業者が新たに町内で創業(事業承継者を含む。)しようとする者。ただし、移転は認めない。
- (2) 町内に事務所・事業所（法人の場合は本店所在地）を置き、町内に住民票を有する者又は有する予定の者（法人の場合は代表者）。ただし、予定の者については実績報告書提出時までには町内住民票を有する場合に限る。

(3) 綾町商工会の会員となる者

(4) 5年以上継続して町内で事業を行うことが見込まれる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金交付の対象としない。

- (1) 当該補助金の申込みに係る同一の計画に対し、他の機関又は制度における同趣旨の補助金等の交付を受けた者又は交付が確定している者
- (2) 町税等を滞納している者
- (3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を行う者
- (4) 空き店舗所有者と同一世帯又は生計同一である者若しくはこれらの者が所属する法人
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (7) 綾町暴力団排除条例（平成23年9月30日条例第9号）第2条第1項第1号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
- (8) その他町長が補助金を交付することが不相当と認める者
- (9) 過去に新規創業支援事業補助金及び綾町新規創業等チャレンジ支援事業補助金の交付を受けた者

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する補助金交付申請書に添えて、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 事業計画書 (別記様式第1号)
- (2) 収支予算書 (別記様式第2号)
- (3) 補助対象経費内訳書 (別記様式第3号)
- (4) 補助対象経費に係る見積書の写し又は内容がわかるもの
- (5) 完納証明書
- (6) 住民票の写し
- (7) その他、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、補助金の交付額を決定し、規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書により、補助対象者へ通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 前条の規定による通知を受理した後において、当該事業計画を変更しようとする補助事業者は、変更の理由を付し、規則第9条に規定する事業変更承認申請書により変更後の事業計画書及び収支予算書を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業が完了したときは30日以内に、規則第13条に規定する補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添付して町長に届け出なければならない。

- (1) 事業実施報告書 (別記様式第4号)
- (2) 収支決算書 (別記様式第5号)
- (3) 補助対象経費内訳書 (別記様式第6号)
- (4) 補助対象経費に係る領収書等の写し (交付決定日以降のものであること)
- (5) 開業届出書又は登記事項証明書の写し (いずれも届出日が交付決定日以降であること)

(6) 綾町商工会の会員となったことが分かる書類

(7) その他町長が必要と認める書類

2 次の加算対象者については、前項に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 賃貸借加算対象者は、居住地と異なる住所に事務所・事業所を設立したことが分かる書類

(2) 移住者加算対象者（申請時に町内に住民票の登録がなかった者）は、転入後の住民票の写し

3 町長は、前項の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、規則第14条に規定する補助金等交付額確定通知書により、補助対象者へ通知するものとする。

（報告義務）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、交付年度以降、4年間は事業の進捗状況等について報告する必要があるため、規則第13条に規定する補助事業実績報告書に収支決算書（別記様式第5号）又は、確定申告書の写しを添付して町長に報告しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し返還）

第10条 町長は、規則第4条の規定により、補助金の交付決定を受けた者が、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を別表第2のとおり返還させることができる。

ただし、やむを得ない事情があるものとして町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 対象経費が事業用として利用されていないことが確認されたとき。

(3) 開業した日から5年以内に廃業又は移転したとき。

(4) 開業した日から5年以内に補助金で購入したものを処分したとき。

2 前項に規定する補助金の返還請求は、綾町新規創業等チャレンジ支援事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（別記様式第7号）により、行うものとする。

（補助金の交付方法）

第11条 この補助金は精算払いとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和9年3月31日をもってその効力を失う。

別表第1（第4条関係）

1 補助対象経費			
改修工事費	店舗・事業所・駐車場に係るもの		
設備工事費	店舗・事業所・駐車場に係るもの		
賃借料	店舗・事業所・駐車場に係るもの（12か月分）		
広告宣伝費	新聞広告費、HP作成費、ポスター・チラシ・パンフレット作成費 等など		
備品購入費	事業開始に必要な1品（一組）あたり税抜き2万円以上のもの		
・事業用として使用するものについてのみ対象とする。 ・消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。			
2 補助率及び補助上限額(補助加算分を除く)			
補助率	補助対象経費の1/2		
補助上限額	50万円		
・補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、切捨てとする。			
3 補助加算分			
	39歳以下	10万円	補助実施年度の3月31日時点で満39歳以下の者

加算額	賃貸借加算	20万円	(※2)
	移住者加算	20万円	本要綱第2条第3号の規定に該当する者
<p>・借地借家法（平成3年法律第90号）に基づく賃貸借契約を締結している場合に限る。（※2）</p>			

別表第2（第10条関係）

交付の日からの経過年数	返還を求める金額
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の80%
2年以上3年未満	交付額の60%
3年以上4年未満	交付額の40%
4年以上5年未満	交付額の20%

別記様式第2号(第5条関係)

別記様式第2号(第5条関係)

収支予算書

収入

(単位:円)

科目	予算額	備考
補助金		1,000円未満切捨て
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

支出

(単位:円)

科目	予算額	備考
補助対象経費		
	①小計	
補助対象外経費		
	②小計	
合計(①+②)		

(注1) 補助対象経費の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

(注2) 見積書、設計図、その他必要書類を添付すること。

別記様式第4号（第8条関係）

別記様式第4号（第8条関係）

事業実施報告書

1. 実施概要

申請者	
会社組織	個人事業主・法人（ ）
開業年月日	年 月 日
業種	
事業所名	
創業場所	
(移住者)移住日	年 月 日
補助対象内容 実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日

2. 事業の実施内容

事業の具体的な内容、営業状況、雇用状況など（提出時には削除する）

3. 今後の活動について

--

別記様式第5号(第8条関係)
別記様式第5号(第8条関係)

収支決算書

収入 (単位:円)

科目	予算額	決算額	差引金額	備考
補助金				1,000円未満切捨て
自己資金				
借入金				
その他				
合計				

支出 (単位:円)

科目	予算額	決算額	差引金額	備考
補助対象経費				
	①小計			
補助対象外経費				
	②小計			
合計(①+②)				

文 書 番 号

年 月 日

様

綾町長

印

綾町新規創業等チャレンジ支援事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令書

年 月 日付 号で交付決定した 年度綾町新規創業等チャレンジ支援事業補助金については、次のとおり取り消すことを決定したので、同交付要綱第9条の規定により通知します。

なお、補助金の返還が必要な場合は、下記に記載する期限までに返還してください。

記

- | | | |
|---|---------|-------|
| 1 | 交付決定取消額 | 円 |
| 2 | 返還額 | 円 |
| 3 | 返還期限 | 年 月 日 |